



北海道

新型コロナウイルス感染症の影響による道税の申告期限等の延長について

北海道では、新型コロナウイルス感染症の影響により、道税に関する申告、申請、請求及びその他書類の作成が困難な状況となり提出が遅れるやむを得ない理由がある場合には、個別の延長申請により申告期限等の延長が認められます。

延長の対象となる手続きは？

令和2年(2020年)2月27日以降に期限が到来する次の手続きが対象となります。

① **道税の申告と納付(納入)※1**

(道民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割、法人道民税・事業税、個人事業税、軽油引取税、ゴルフ場利用税、道たばこ税、循環資源利用促進税)

② **道税に関する申請、請求、その他書類の提出※2**

(自動車税種別割の減免申請、事業開始等の届出など)

※1 申告は可能であるが納付(納入)ができない場合は、納税猶予の制度がありますのでご活用ください。

※2 軽油引取税の製造等承認申請、免税軽油の各種申請など事前に承認が必要なものについては、対象とならない場合がありますのでお問い合わせください。

延長が認められる「やむを得ない理由」とは？

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う次のような理由により、通常の業務体制が維持できず、期限までの申告、申請等が困難な場合をいいます。

- ① **税務代理等を行う税理士(事務所職員を含む。)が感染した場合**
- ② **企業の職員が感染者又は濃厚接触者に該当し、経理担当部署を閉鎖している場合**
- ③ **感染症拡大の予防策のため、経理担当部署の多くの職員が休暇を取得している場合**
- ④ **感染症拡大の予防策のため、定時の株主総会の開催を遅らせた場合**
- ⑤ **感染予防のため、来庁時期を遅らせた場合 など**

※ 上記の理由以外であっても、感染症の影響を受けて申告等が期限までに困難な場合には、延長が認められます。

どのような手続きが必要となりますか？

「**延長申請書**」を提出いただく必要があります。

なお、**申告書等の余白に次の事項を記載して提出した場合は、延長申請書の提出があったもの**とみなします。

- ① 新型コロナウイルス感染症による申告等の期限延長申請
- ② 新型コロナウイルス感染症に関連して、申告等を行うことができない理由

※ 申告書の余白の都合により全てが記載できない場合は、最低限①について記載してください。

延長申請書はいつまで提出すればよいでしょうか？

「**やむを得ない理由がやんだ日**」以後速やかに提出してください。

※ 理由のやんだ日以後速やかに提出いただけない場合は、延長の申請が認められない場合があります。

申告等の期限はどうなりますか？

申告書等の提出及び納付(納入)期限は、原則「**申告書等の提出日**」となります。

申告の場合は、申告日までに納付(納入)をしてください。

具体的な記載方法は？

【一般的な申告書等の記載例】

①… <新型コロナウイルス感染症による申告納入期限の延長申請>
②… 経理部門を閉鎖し、申告書の作成が困難であったため。

余白に次の内容を記載してください。
① 新型コロナウイルスによる延長申請の旨
② 申告等を行うことができない理由

住所(所在地)
特別徴収
氏名(名称)

【法人道民税・事業税の申告書の記載例】

<新型コロナウイルス感染症による申告納付期限の延長申請>

紙申告の場合は、余白に記載してください。

事業種目

電子申告の場合は、余白に記載できませんので、いずれかの欄に記載してください。
※このほか、eLTAXホームページで公開されている申請様式を添付いただくことも可能です。